

議案第48号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～67 [略]		1～67 [略]	
68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項から第70項までに規定する審査を除く。）	[略]	68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項及び第70項に規定する審査を除く。）	[略]
(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略]	
68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73項から	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額		

第75項まで、第77項、第79項及び第80項において「省令」という。
) 第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。)

- | | |
|---|----------|
| (1) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの | 91,000円 |
| (2) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの | 158,000円 |
| (3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの | 259,000円 |
| (4) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの | 343,000円 |
| (5) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの | 414,000円 |
| (6) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 486,000円 |

69 [略]

70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）

- (1) 次号に掲げるもの以外のもの

次のア及びイに定める額を合計して得た額

ア 第68項各号、第68項の2各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

イ [略]

69 [略]

70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）

- (1) 次号に掲げるもの以外のもの

次のア及びイに定める額を合計して得た額

ア 第68項各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

イ [略]

(2) [略]	[略]
7 1 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）	第68項各号、 <u>第68項の2各号</u> 又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額
7 2 [略]	
7 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 (1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物 ア 床面積（市長が別に定める部分の床面積を除く。以下この項、次項及び第80項において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額 267,000円 432,000円 616,000円 759,000円 898,000円

(2) [略]	[略]
7 1 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）	第68項各号又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額
7 2 [略]	

<p>0平方メートル未満のもの</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1,024,000円</p> <p>102,000円</p> <p>171,000円</p> <p>277,000円</p> <p>362,000円</p> <p>435,000円</p> <p>510,000円</p>		
<p>74 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p> <p>(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</p> <p>133,500円</p> <p>216,000円</p>		

ートル未満のもの	
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	308,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	379,500円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	449,000円
カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	512,000円
(2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物	
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	51,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,500円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,500円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	217,500円
カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	255,000円

75 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づ

[略]

73 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

[略]

く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

- (1) [略]
- (2) 前号以外の場合で、省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

ア・イ [略]

(3)・(4) [略]

76 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

- (1) [略]
- (2) 法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合
ア [略]
イ 法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの

77 [略]

78 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申

前項に規定する合算して得た金額に、第76項第1号に定める額を加算し、同項第2号に掲げる場合に該当するときは同号

法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

- (1) [略]
- (2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第75項及び第77項において「省令」という。）第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの
ア・イ [略]

(3)・(4) [略]

74 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

- (1) [略]
- (2) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合
ア [略]
イ 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの

75 [略]

76 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申

前項に規定する合算して得た金額に、第74項第1号に定める額を加算し、同項第2号に掲げる場合に該当するときは同号

請に限る。)に対する審査	に定める額を更に加算して得た金額
--------------	------------------

79 [略]

80 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する手数料	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額
(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物	
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	133,500円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	216,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	308,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	379,500円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	449,000円
カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	512,000円
(2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物	
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	51,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以	85,500円

請に限る。)に対する審査	に定める額を更に加算して得た金額
--------------	------------------

77 [略]

上 2,000平方メートル未満のもの	
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,500円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	217,500円
カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	255,000円

備考

1～4 [略]

5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積。住戸部分を含むこれらの申請については、当該住戸部分を除く床面積の合計）をいう。

6 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分 登録住宅性能評価機関（品確法第5条第1項に規定する機関をいう。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物省エネ法第15条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）

(2) 前号に規定する部分以外の部分又は当該部分及び前号に規定する部分を合わせた部分 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

備考

1～4 [略]

5 第68項及び第69項において「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積。住戸部分を含むこれらの申請については、当該住戸部分を除く床面積の合計）をいう。

6 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分 登録住宅性能評価機関（品確法第5条第1項に規定する機関をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）

(2) 前号に規定する部分以外の部分又は当該部分及び前号に規定する部分を合わせた部分 登録建築物調査機関

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第68項の2及び第70項の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。